



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

4月6日(水)～15日(金)は 春の全国交通安全運動

■車に乗るときはシートベルト・チャイルドシートの着用を！
すべての座席でシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。あなたや、あなたの大切な人の命を守ります。

4月・5月は自転車の安全利用 推進運動強調期間

自転車は一つの車両です。点検・整備をしっかりと、次の交通ルールとマナーを守りましょう。

- ▼走行は車道が原則(歩道は例外)
- ▼車道は左側を通行
- ▼歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行する

▼安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並んで走行するのは禁止
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ▼子どもはヘルメットを着用



●問い合わせ

交通政策課 ☎(866)20035

チャレンジショップの 出店者を募集します

市が中心市街地の空きテナントにオープンする「チャレンジショップ」の出店者を募集します。

チャレンジショップの営業は、5月中旬から来年3月まで。出店は、審査により決定します。出店後は、経営指導やイベントなどにより、独立開業ができるよう市が支援します。出店場所は、お問い合わせください。

●応募資格▶20歳以上で、これから事業を始めようとしているかた、起業してから5年未満のかたなど

●募集業種▶小売業、生活関連サービス業などで飲食業は不可

●募集する区画と賃借料▶4区画程度(1区画2坪)、1区画月1万円

●申し込み▶商工貿易振興課(市役所分館1階)にある応募用紙(同課ホームページでも入手可)に必要書類を添えて、4月22日(金)までに同課へ。 ☎(866)2429

消防団大学生防災カレッジ シサポーターを募集

地震などの大規模災害時に、支援活動をする「大学生防災カレッジサポーター(機能別消防団員)」を20人程度募集します。

年4、5回の研修や行事への参加があり、所定の報酬・手当、ジャンパーなどを支給します。詳しくはお問い合わせください。

●対象▶市内の4年制大学に在学し、市内に居住する18歳以上のかた(性別不問)

●応募方法▶各大学事務局などにある応募用紙で、4月28日(木)(必着)まで、消防本部総務課(消防庁舎4階)へ郵送、または直接提出してください。申請書は、消防本部ホームページでも入手できます。

●問い合わせ▶消防本部総務課 ☎(823)4000

平和祈念式典を取材する 親子記者を募集します

平和祈念式典や平和に向けた取り組みを行っているかたなどを、長崎で取材してみませんか。期間は、8月8日(月)から11日(木)まで。

取材内容は、「おやこ記者新聞」として発行され、自治体などへ配布されます。旅費・宿泊代などは主催者が負担します。

●対象▶小学4年～6年生の親子

●定員▶抽選で全国の9組(2人1組)

●申請方法▶住所、2人の氏名(ふりがな)、性別、学校名と学年、電話番号、平和を願う一言メッセージ(児童のみ)を、はがきかEメールで5月9日(月)まで、〒852-81

17 長崎市役所平和推進課内「日本非核宣言自治体協議会事務局」へ。 ☎095(844)9923
Eメール info@nucfreejapan.com

文化選奨候補者の 推薦を募集します

芸術・学術などの分野で優秀な作品を発表し、市の文化の振興に大きく寄与したかたに文化選奨をお贈りしています。推薦書は、ホームページから入手できます。

●対象作品▶秋田市民、または秋田市を拠点として活動している団体が、平成27年4月～28年3月の間に創作、発表、刊行した作品

●推薦締切▶4月22日(金)

●問い合わせ

文化振興課 ☎(866)2246

国保加入者の入院時の 食事が見直されます

平成28年4月から入院時の食事代の自己負担額が見直されます。見直し対象は、市民税課税世帯(指定難病、小児慢性特定疾病の患者を除く)で、自己負担がこれまでの1食260円から360円になります。

なお、市民税非課税世帯の食事代は、据え置きとなります。

●問い合わせ

国保年金課 ☎(866)2098

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

●人口▶315,927人(-233)...2月分 出生▶181人
 ・男▶148,581人(-109) 死亡▶312人
 ・女▶167,346人(-124) 転入▶442人
 *1年前の人口▶317,831人 転出▶544人
 ●世帯▶135,443世帯(-93) ()内は前月比



75歳になったかたは
 後期高齢者医療保険料の
 特別徴収が始まります

75歳以上のかたのうち、年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかたは、年金から後期高齢者医療の保険料が引き落とされます(特別徴収)。

75歳になった時期と
 引き落としが開始される月

今年度から、新たに特別徴収が始まるかたは、①④のとおり、75歳になった時期によって、引き落とし開始月が異なります。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされませんが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。

- ①平成27年6月1日～10月2日
 ▶平成28年4月から
- ②平成27年10月3日～12月2日
 ▶平成28年6月から
- ③平成27年12月3日～平成28年2月2日
 ▶平成28年8月から
- ④平成28年2月3日～5月31日
 ▶平成28年10月から

*④のかたは制度上、10月の特別徴収の開始前に、7月から納付が始まります。7月～9月は、

納付書か口座振替で納付していただきます。

特別徴収以外のかたの納付

保険料納付は7月から、納付書か口座振替での納付となります。

決定通知書をお送りします

上段①③のかたには、特別徴収の開始前に、「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」をお送りします。通知書に記載されている保険料は、平成26年中の所得から仮算定した金額で、8月まで引き落とされる金額です。

10月からは、平成27年中の所得から算定した額(本算定)を引き落とします。本算定した金額は、みなさんに7月中旬頃通知します。

問い合わせ 後期高齢医療課

☎(866)2513

後期高齢者医療保険の早期加入

後期高齢者医療保険は、原則75歳以上のかたが加入する健康保険ですが、次の手帳・証書をお持ちのかたは、65歳の誕生日以降に加入できます。

収入によっては、現在加入されている健康保険より保険料が安くなる場合があります。加入希望のかたは、後期高齢医療課へお問い合わせください。

対象となる手帳など▶身体障害者手帳1～3級・4級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳

1・2級、障害年金証書1・2級

スポーツ大会
 出場者に補助



学校教育活動(部活動など)以外のスポーツ活動で、秋田県以上の予選大会で3位以内の成績を収め、県外で開催する東北、全国規模の大会へ出場する小・中学生の旅費の一部を補助します。大会主催者などから補助がある場合は、補助を減額する場合があります。

申請は、出場する大会の開催までにスポーツ振興課へ。大会によっては対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせを。

問い合わせ スポーツ振興課

☎(866)2247

歴史的建造物の
 保存に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用を補助します。補助申請の前に事前協議が必要です。

対象▶外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税が非課税の場合を除く)

事前協議の申し込み▶5月9日(月)までに、事前協議書に必要書類を添えて提出してください。事前協

議の申請前に、都市計画課(市役所4階、新庁舎でも4階)へご相談ください。☎(866)2152

固定資産税の
 縦覧は5月31日(火)まで

固定資産税の縦覧制度は、自分が所有する土地や家屋の資産評価が適正か、他の評価額と比べ確認するための制度です。制度の趣旨からはずれる場合は、縦覧をお断りする場合があります。また、縦覧簿の写しは交付しません。

縦覧期間▶4月1日(金)から5月31日(火)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所▶資産税課(市役所1階、新庁舎では2階)

縦覧できるかた▶納税者、納税者と同居の親族(同一世帯に限りま

す)、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要です)
 縦覧できるもの(内容)▶土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、床面積、構造、建築年、評価額)

持ち物▶運転免許証、健康保険証などの本人確認書類。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙

●問い合わせ 資産税課各担当へ。
 土地担当☎(866)2056
 家屋担当☎(866)2057